

山陵考畧

11
3411

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

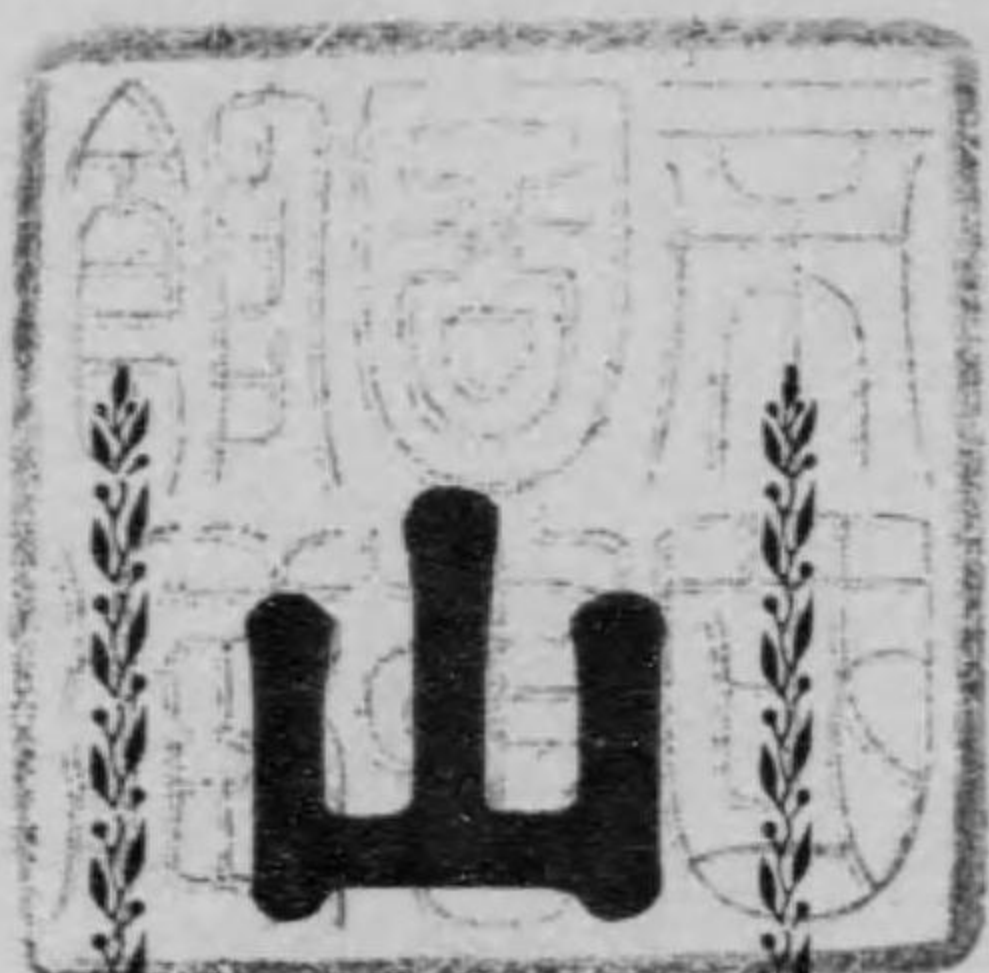
始



畧考陵血

著遺宣正川山

贈從五位山川正宣翁遺著



山陵考略

池田史談會發行

大正
13. 6. 28
内交

荒木京大總長題字

兼木京大戀昇藤字



北村云
兼木實

北村
恋昇

11-341
~~11-341~~

山陵考略再版序

畏友北村吉右衛門君舊臘一日余を訪ねて一小冊子を示さる、就て之れを見れば、君が同郷の先賢山川正宣翁の著す所「山陵考略」の再版也、君曰く余曩に本著を梓に上せて知友に頒ちしが、輓近外來思想の輸入流行と共に、又これが反動的に皇室中心主義の聲熾に起り、皇陵に參拜する者日に益々多きを加ふ、従て本書も亦た要望さるゝ聲頗る高きを以て、茲に之れを復刻し、且つ偶々某寺の秘藏に係る歴代山陵圖を得たるにより、併せて之れを撮影して卷尾に付し、世間同志の士に頒たんと欲す、乞ふ君、之れに一言を序せよと、余愕き且つ謝して曰く、余や歴代皇陵を尊崇し、之れに參拜する事に於ては、敢て窃かに人後に落ちざるを信ずれども、何ぞ斯く

の如き先賢の名著に序を題するの資格あらんや、況や余が先輩には、玉手弘通翁の如き、本山彦一翁の如き、小林利昌翁の如き、誠忠憂國の士にして、今日皇陵參拜の風の大に興れるは、此等諸氏の力に依る事甚だ大也、寧ろ此等三翁の中に序言を求めらるゝの優れるに如かんや、余は喜びて之れが紹介の勞を執るを辭せざるなりと、君曰く、本書の序を求むるに三先輩のある事は、余も亦た之れを知れり、然れども余が特に子を煩はさんと欲する所以は他に有り、余が本書の編纂を託せる原田長治氏は、嘗て君と俱に宮内省に職を奉じ、其の縁に因りて特に君の序言を切望せるに依るなり、君乞ふ枉げて原田氏の意を納められよと、余此に到りて已む事を得ず即ち敢て秃筆を呵して一言を述べむ、

史を按ずるに、我が萬世一系の皇統と雖も時に隆替無きにあらず、足利氏の末期、皇室の式微其極に達し、畏れと皇祖神武帝の御陵すらその所在明かならず、山陵の荒廢實に言ふに忍びざるものありき、徳川氏の中世に到りて、勤王の士輩出し、山陵の所在を探究し、之れが修理に力を竭す事漸く起る、明治維新の後、皇威大に輝き、列聖の山陵忽ちにして皆修整整正せられ、遺靈赫灼たるの觀あるは、國民の齊しく欣喜に堪へざる所也、今本書を見るに、其の記事簡にして能く要を得、山陵變遷の跡掌を指すが如く、殊に新たに添加せられたる山陵附圖に至りては、維新前に於ける御陵墓の實情を推知せしめ、轉た今昔の感に堪えざらしむるものあり、實に好著と謂はざるべけんや、今北村君が自ら其資を擲ちて、

此の名著を再刻し、同好の士に頒たんとせらるるは、誠に近
來の美舉にして、吾人等常に山陵を巡拜する者に取りては、
何の喜びか此れに如かんや、敢て滿腔の謝意を表し、本書の
序に代ふこ云爾、

大正拾參月壹月

大阪皇陵巡拜會々員

江 崎 政 忠

山陵考略序

山川正宣翁の山陵考略が我が山陵史發達の上から見て如何
なる位置にあるか、又其書自身に如何なる獨創があるかは其
道の知識に乏しい私の知る所ではないが、翁の著述中、山陵
考略が注意すべきものゝ一である事は今更疑ふ餘地もない。
去る大正八年攝播の大演習に際して當時畏くも特に翁に對し
て贈位の御沙汰があつたのも私は密に或は山陵考略の著述が
與つて力あつたのでないかと拜察して居る。

我が郷土の先賢にして贈位の恩典に浴せし者、翁を以て濫
觴とし、而して翁の著作中、先づ山陵考略に指を屈すべくん
ば、曩に北村吉右衛門氏が翁の贈位を記念せんが爲に山陵考
略を鉛槧に附し圖書館、學校並に知友の間に寄贈されたこと

は甚だ有意義の事であつた。惜むらくは當時印刷する所の部
數も極めて少く、諸方篤學の士の希望に副ふ能はざる憾があ
つた。北村氏も亦これを遺憾とせられ、昨年來これが再版に
志があつたが、今や愈々それが實現される氣運に到達した。

北村氏の家は世々酒造を業とし、道隣翁の出た頃より家運
益々隆盛に向つたが、此翁一種の畸人であつて、業務の餘暇
書を習ひ其筆蹟も非凡に、又佛法を信じ、圓通風外の門に入
つて參禪されたと聞いて居る。今の吉右衛門氏は實に其孫に
當るのである。道隣翁積善の餘慶を以て北村氏は今北攝屈指
の富豪であるが、質素勤儉よく大父の遺志を繼ぎ、家を治む
るに於いて絶えて輕桃浮華の點なきは流石に道隣翁の子孫た
るを辱しめない。道隣翁は嘗て三時業落草といふ一冊紙を木

版にして廣く寄贈されたが今の北村氏が再び山陵考略を印刷
して之を汎く世に頒たれることは更に大に喜ぶべきである。
殊に現今の如く經濟界の沈滞より、實力の有無に關せず、富
豪の萎微して何事をも爲し得ない時に際し、古人の遺著を出
版しこれが表彰に資を投じて惜まざる意氣や大に尊ぶべきで
ある。私は北村氏の高義によつて郷土先賢の遺書が世に弘ま
るゝ同時に又一般好古の學者に益する所少からざるを思ひ、
此舉を慶賀する者であるが、今文を求められたから感ずる所
を書き陳れて序として置く。

大正拾貳年拾壹月

稻 東 猛 識 す

山陵考略再版序

大正八年の秋、今上陛下 攝播の野に大演習を行はせ給ふや、當時我が郷土の先賢にして贈位の恩典に浴せし者、獨り山川正宣翁ありき。翁の傳記に至りては本書別項に掲げられたれば、今此處に贅するの必要を認めざるも、其生涯著す所頗る多く、其數十餘種に上れり。されど此等の著述中、從來上梓されしものは唯纔に佛足石和歌集解一卷あるのみにて、それすら其内容の特殊の人々に限りて興味あるを、流傳の極めて稀なりしを、この書物をして一般人の寓目範圍より遠からしめたりき。而して翁の學問、識見を窺ふべき山陵考略の如き、家集の如き、反て僅に寫本として傳鈔し、更に顧みられざる状態にてありき。余は翁の爲めに、又郷土の爲に頗る

之を遺憾とし大正九年三月、池田史談會同人の協力を得て、翁の贈位を記念せんが爲に、翁の著述中先づ山陵考略壹百五拾部を印刷して、當時これを友人、知己の間に寄贈せり。然るに其後に至りて天下同好の士より寄贈讓與を申込まれし事頻々たりしも、如何せん、余の手許には既に一部の書物すらなき有様にて、好古篤學の士の期待に添ふ能はざりしは遺憾の極なりき。

抑書物を印刷してこれを頒布するは我家の祖父、吳北、北村道隣、已に其範を余に遺したり。余不肖なりと雖も亦好古の癖あり、爾來山陵考略再版の志切なりしが、偶々知友の一人に歴代帝陵の圖を一冊紙にしたる寫本を藏せるものあるを知り、就いてこれを借覽するに畫圖敢て巧なりと言ふにあら

れど、翁の山陵考略と併せ考ふれば、又獲る所少からざるを信じ、所有者に乞ひ又これを撮影し、豫て余の宿望たる山陵考略を復刻すると同時に帝陵圖四十有餘葉を其卷尾に附し、題して山陵附圖といふ。考古の士、翁の山陵考略を讀み、更に卷末の山陵附圖を參照して多少にも裨益する所あらんか、そは實に余の欣幸とする所なり。今再版に當り聊か所感を陳ねて序とすこ云爾。

大正十二年十一月

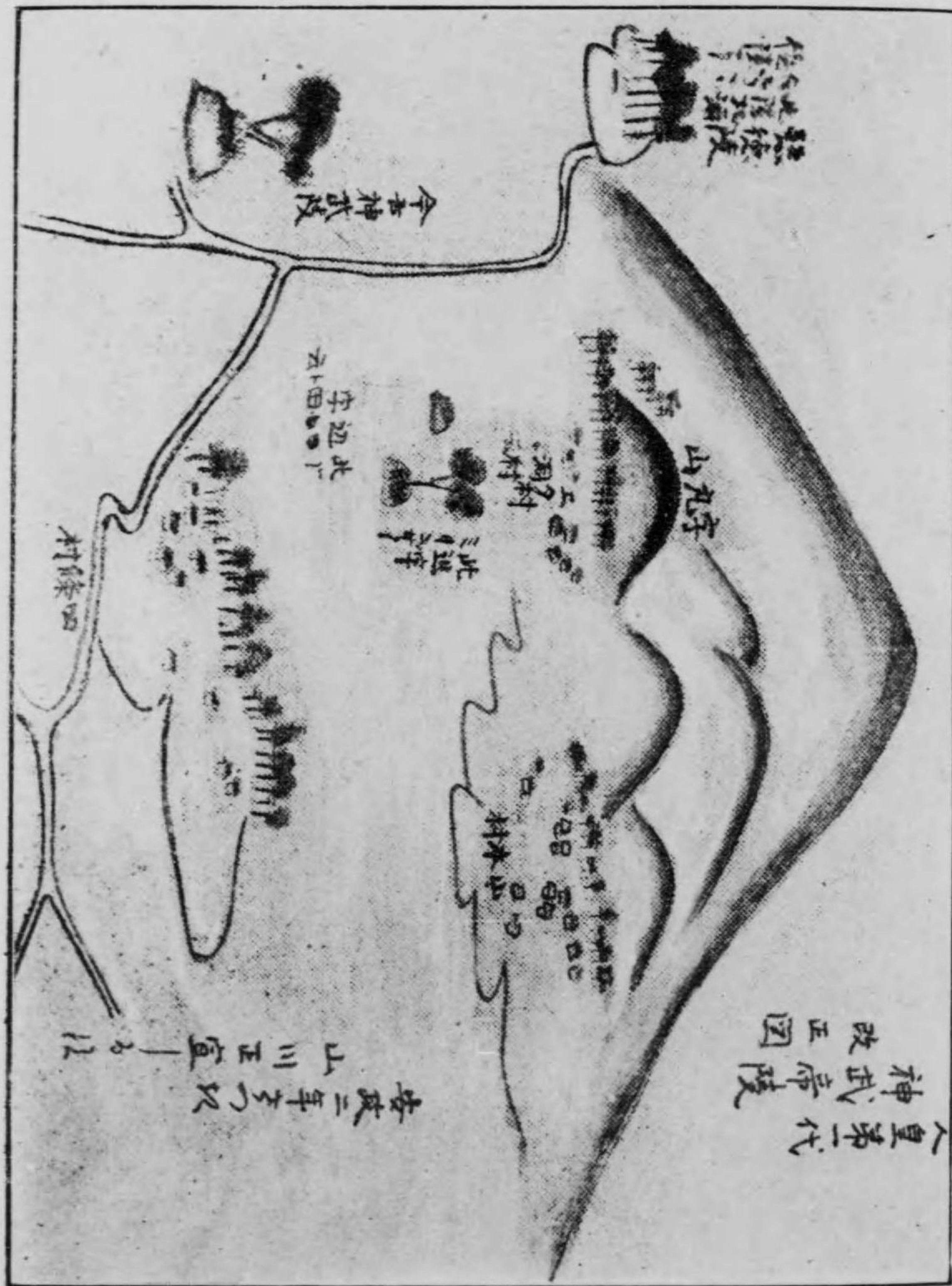
北村吉右衛門誌す

大正十二年十一月

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several vertical columns.)

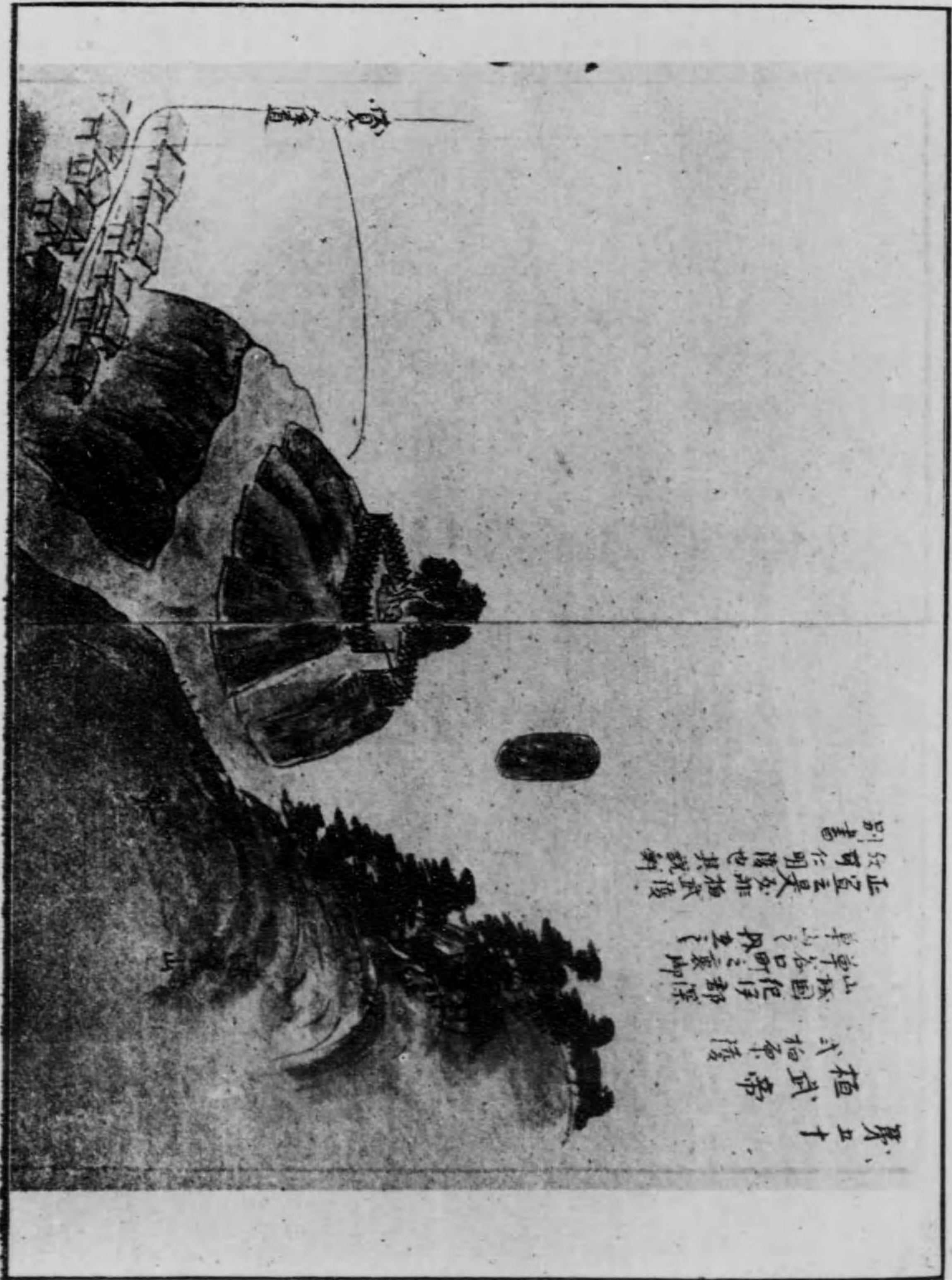
出州監査警備武陵之圖

山丸字直津嶽五穀之圖



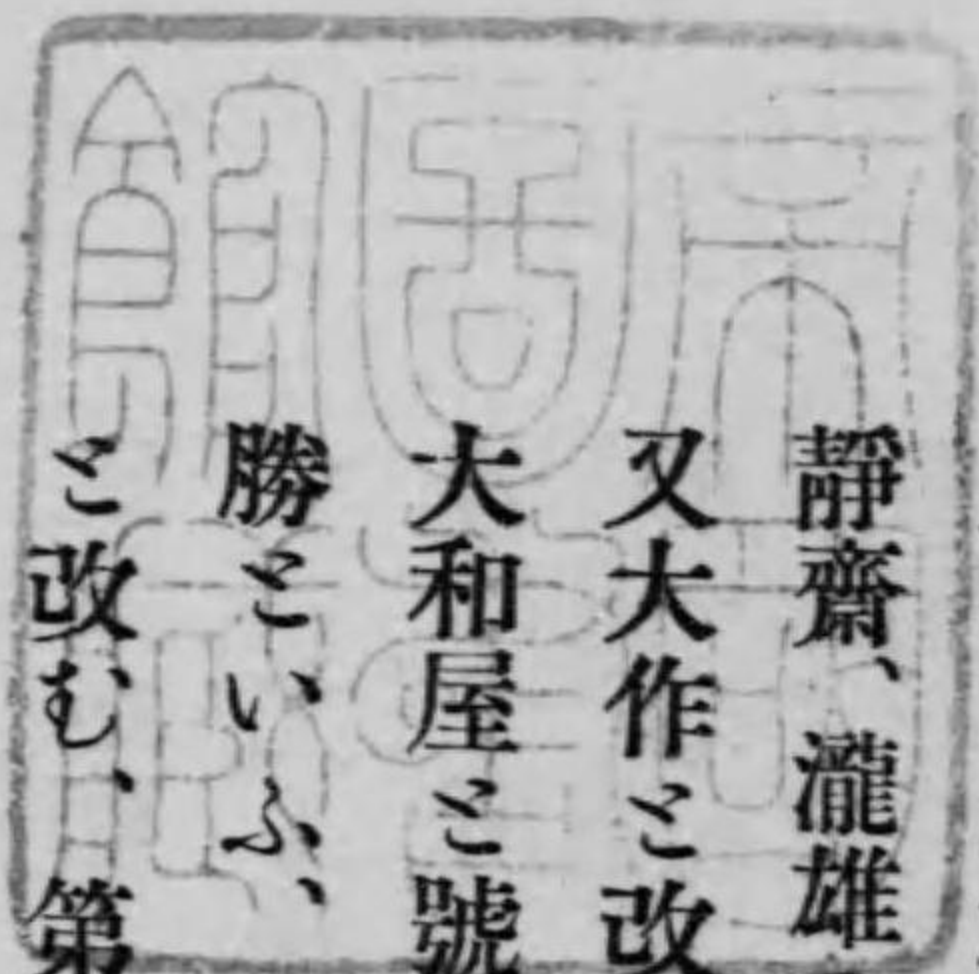
出川正宣考証 桓武陵之圖

山川五宣表瑞 時先劉之圖



從五位山川正宣翁小傳

翁姓は源、山川氏、初名は正信、後正宣といふ、字は子轍、又字は源布、葎園と號す、別に六倉園、清宜園、芳流居、靜處、靜齋、瀧雄の號あり、通稱は、初め寅之助、後大三郎といひ、又大作と改む、攝津池田の人なり、家世々造酒を業とし、西大和屋と號す、當時里中第一の富豪たり、其の祖森仁兵衛正勝といふ、伊丹城主荒木攝津守に仕ふ、後故ありて氏を山川と改む、第十世の孫通稱大三郎、後金左衛門といひ、春眠と號す、即ち正宣の父なり、正宣寛政二年三月十七日を以て生る、幼にして敏慧學を好む、二十五歳始めて賀茂季鷹に従ひて和歌を學び、遂に終生吟咏を絶たず、國學に精しく、書畫を善くし、尤も考據に長ず、常に皇陵の荒廢して、其の沿革



稱號に訛誤あるを慨し、安政二年山陵考略を著す、又名勝
舊蹟の湮滅を憂ひ、或は石を立て、之を標し、或は考覈して
之を証し、以て其の保存の法を講じ、或は斷碑銘鑑を手搦し
て、以て考古の資に供す、人々爲り風流溫藉、文墨惟れ親み
家業を顧みず、交はる所皆當時の名士にして、訪客常に絶え
ず、尤も後藤松陰、吳北渚、清水濱臣、曉鐘成と親み善し、
著はす所、山陵考略一卷(手稿本大阪府立圖書館藏、大正九年池田史談會刊、同十二年再版)佛足石和歌集
解一卷(天保十年書肆赤松某初印、同十三年鹿田松雲堂再刻、明)家集三卷(手稿本大
治三十五年同堂補刻、大正十二年池田叢書第三編に收む)池田叢書第三編に附す
考一卷(手稿本池田叢書第三編に附す)竝に世に行はる、明史日本傳注一卷(以上手稿
本大阪府立圖書館藏)景雲遺事一卷、在根良記一卷、祝之杖一卷(以上手稿
本大阪府立圖書館藏)孝子彦太夫傳一卷(手稿本池田叢書第三編に附す)皆未だ刊せず、文久三年
田松雲藏

十月二十三日病んで歿す、享年七十四、邑の本養寺に葬る、
法諡して猶見院乾燥知水居士といふ、配は初め京師の人望月
氏を娶り、後大阪の人濱名氏を娶る、皆先つて歿す、次で中
川氏を娶り、二子を生む、其の子孫今亡ぶ、大正八年秋特旨
を以て従五位を贈らる。

序例

竊謂、凡諸國の 帝陵、年歲邈遠、且山野沿革の爲に、或は
其稱號を訛り、または一號二三處に逮ぶものあり、目今遍く
朝野の史冊以下、諸家の記録等を参考し、又專蒲生秀實北浦定政
二氏の説に據て、尙僻按を加ふといへども、大和河内等の諸
陵、余盡く其地を經廻せざれば、半は地圖を以て考究せり、
然るに先輩は、多く形狀を察て、是非を定むれども、豈中世
崩壞の難なき事を得んや、故に其決しがたきは、彼此共にし
るして、後考を俟のみ、

開闢以來、延暦大同の頃に至るまでは、其陵地を失ふものす
くなし、弘仁天長以後はしらず、ゆゑに今、まづ前帙を録し
て、平安輦下の分は、他日の點檢を期するになん、
陵地は、專其郷里を明らかにして、後の搜索に便ならしむ、
ゆゑに文義、間俗語を用ふ、觀者幸に嘲るゝこなかれ

安政二年秋日

山川正宣識

山陵考略 上帙

津國池田源正宣謹述

神武陵 大和

延喜式、諸畝傍山東北陵、神武天皇、在大和國高市郡兆域、
東西一町、南北一町、守戸五烟、

以下兆域各異ありて、且陵戸守等も、有無多少一ならず、故に
今盡く畧す、但他に異なる所以あれば、亦これをしるすも有なり

○畝火山は、神武帝開國建都の地にして、今其半腹良の方、
洞村ホラの上の圓丘なり、字丸山マルヤマと云、當山はすべて巖石なれども、
此丘のみ崖鬼なりとぞ

傍に小祠有て、神功皇后を祭ると云、祭祀は例年九月十二
日なり、按 帝の崩即今日なれば、神功功、吳音久は神武を謬
れる事、他の考をまたず、

○今此山の東北五六町を隔てたる、四條村の家をさして、帝陵ミコサこせり、しかれども、古事記既に白橋尾上オシノこしるされたれば、其譌なる事顯然たり、又其傍に、神武田ニギハヤヒ一名ミコ云云郊原有、昔より此地に耕牧する時は忽崇有ミコ云云、今其謂をしらず、廟陵記には、こゝをもて山陵の廢址とする事无稽なり、又山陵志には今大久保村なる國源寺及帝廟も、初こゝに在しといへど明證あらず、此國源寺は天延の比に創立せし由、多武峯の寺記に載ぞ、○一説右に云四條村に屬せる田圃中の神武陵は、帝の皇子神八井耳命なりともいへど、そは日本書紀に、畝傍山北とされるされたれば、慈明寺村なる主膳塚をば、此命の墓也といへるが當れるに似たり、大和志には山木村なる御陵山と云傍に小祠有地をば、此命の墓とす、此御陵山他書に所見なし考ふへし、但疑ふらくは洞村の丸山なるべし

綏靖陵

全

式、桃花鳥田丘上陵、綏靖天皇在大和國高市郡、下略、以下倣之

○うね火山の南、久米寺の側にて、鳥田岡トいへり、又字罐

子山、鳥屋村船附村等も皆此邊にて、桃花鳥及訓都幾太鳥屋船付の名を、斯傳へたるにや、

○今山の北麓、慈明寺村の主膳冢見を、帝陵とするは、綏靖ミコと主膳の音相似たる故にや、次下の二陵畝傍山云々と有に、此陵のみ然らぬをもおもふべし、古事記傳には、此陵をば神武陵とす、委しくは上に見へたり○或云此陵をば中古より綏靖陵と誤り來しより、元祿享保の比の領主、神保氏をば主膳と稱せし故に、又再誤りしかといへり、但池尻村に營有ば

安寧陵

全

式、畝傍山西南、御蔭井上陵、安寧天皇、在大和國高市郡蔭宜

○山の西麓と、字安禰山ミの峽に在、吉田村の西北なり、安禰ミは即、御謚にて、古事記には、畝火山の美富登ミみゆ、

按富登は、もこ女陰の稱にて、陰の字をも填て、記紀等に

往々此名義見へたり、半腹に小祠在て、御陰井も今山下にあり、百四尺許、清泉之、安字井とも云

此地の形勢をもて名づけたる、上古の質朴見るにたれり、式御陰井は、初活版の誤を傳へしにて、他書これに従ふは無稽之

○今吉田村の東南に、帝陵と云處あり、山陵の形だにあらず、素地名にも合ぬをや

懿德陵 全

式、畝傍山南、織沙溪上陵、懿德天皇、在大和國高市郡

○山の南麓、吉田村より南、まなご山の谷に在、古事記眞名子云々 字丸山と呼り、

○今畦樋村の東、道路を隔てたる東林に、小祠在處をば、帝陵とす、其地平林にして、山陵と云べき形だにあらず、はた地名にも叶はざるをや

孝昭陵 全

式、掖上博多山上陵、孝昭天皇、在大和國葛上郡

○三室村の北、字天皇山と云、御所村の南にて、陵上に小祠在、其傍にはただと云山畑あり、蓋はかたの訛なり、又わき田と云字も有、掖上の轉語なるべし

孝安陵 全

式、玉手丘上字、孝安天皇、在大和國葛上郡

○室村の北にて、字宮山と呼り、傍に小祠あり、東に玉手村

ありて、御所村の南に當れり

○また玉手村の東南にも、宮山ミヤノ云大塚ありて、帝陵なり式云、これは武内宿禰墓なりと考ふべしといへど、形状時制に違へり、柏原村に屬す、

孝靈陵 全

式、片丘馬坂上陵、孝靈天皇、在大和國葛下郡

○王寺村に屬す、馬瀨坂の東、字峰垣内、又御廟所ミヤノ云、殆荒廢に屬せり、陵頂にも畑有て、半腹に聊其形を残すのみ、可嘆、後世所創、片岡山の麓達磨寺の側

孝元陵 全

式、劔池島上陵、孝元天皇、在大和國高市郡

元祿記云
又曰天王山

○久米寺の東、石川村の東南なる、岡の前に在て、池は西北のみを遠れり、古事記、劔池中山塚、又劔淵劔淵云、按此池は

應神帝の御時になれり、陵號は後にいふ所歟、陵畔に陪家多くあり按以上の山陵、みな丘に就て葬り奉る所なり、別に築造せるものなし、又陪家も、或は有或はなし、盡くするに違わらず、次下の陵は別に營造し、あるひは池をめぐらす、それも亦必しからず、但多くは宮車に象れり、○陪家は初殉死なり、後これを止めらるるといへども、以後猶陪家在、蓋近侍の男女の死後其傍に葬りしにや、不詳、猶考ふべし

開化陵 全

式、春日率川坂上陵、開化天皇、在大和國添上郡、兆域、東西五段、南北五段、以在京戸十畑、毎年差充令守、これは平城宮以後の制令なるべし

○今奈良市中、林小路と油坂領の界、念佛寺の後に在て、陵

元祿圖
方竹林
成り地
の事は
爾に
や

地は油坂に屬す、率川は、今四町許南を流るゝとぞ按延喜の時、尙既に其狹隘なる事、式の如し、况今世の爲體、垣中僅に南北四間東西三間に過ずして、其外は念佛寺の墓地なれば、土庶の塔碑累々たり、嘆息は猶 孝靈陵に鑿るべし、環地の跡は、寺外に聊其形殘れり

崇神陵 全

式、山邊道上陵、崇神天皇、在大和國城上郡

○澁谷村の東南にて、字向山云、古事記に勾岡云々こあれば、向は即勾の謬なるべし、三輪社の北に當れり、此澁谷村は昔の街路にして、今の宮道より四五町ばかり東なり、景行陵に隣りて、且陵號も同じきから、古來互に混亂すれども、右に云向山をもて、帝陵の證とすべし、景行陵の條併せ考ふべし

垂仁陵 全

式、菅原伏見東陵、垂仁天皇、在大和國添下郡

○横領村世稱尼辻の西、寶來村の東、大阪より奈良に往街道の南涯に在、齊音寺村に屬す、めぐりに池ありて、寶來山と呼來れり、里俗は猥に武烈陵と云傳へたり

景行陵 全

式、山邊道上陵、景行天皇、在大和國城上郡

○崇神陵の北にて、柳本營織田氏封の東、釜口長岳寺の南なり、字御城山云、蓋御諱 忍代別オシロトの轉誤なるべし、又みさんざいとも呼りとぞ○また丹波市村の北上總村にも、字王墓と呼て、帝陵と云處あれども、其地山邊郡の北極にして、添上郡に逼れり、

かたぐくこらす

成務陵

全

式、狹城盾並池後陵、成務天皇、在大和國添下郡

古事記云
多他那美

山陵村

享保官檢録超昇寺村とす神功陵高野陵亦同

の東にて、西大寺の良に當れり、字

石塚云、其西に盾並池の跡有、秋篠寺の東なり、神功陵

は其北に在を以て、池上陵と稱するなり、

盾並池は、垂仁御時築く所にして、西大寺所

傳の弘仁二年の古圖に詳なる由、北浦氏いへり、按大和志に、此池を記して、廣千二百餘畝、一名西地云々と有は其誤之抑いつの世にか廢絶せしにや、税利の爲なるべけれど陵號とさへなれる古池をば、をしむべき事なりけり

仲哀陵

河内播磨附

式、惠我長野西陵、仲哀天皇、在河内國志紀郡

○葛井寺の北岡村に在、今丹南郡に屬す、字仲津山云は、

迺御謚の轉訛なるべし、一説錦部郡上原村の大墓を、誤て帝陵とす、蓋しるせ

○又播磨明石郡、垂氷村攝津須磨の西なりにも、帝陵ありて字千壺云、

所謂是は當時、庶皇子麿坂王忍熊王、爰に造營して、

梓宮の筑紫より上らせ給ふを、待れし處にて、其所以は書

紀に詳なれば、此陵地、他の牽強附會せる屬とは、甚別なり、

但本陵は河内なり

神功陵

大和

式、狹城盾並池上陵、神功皇后、在大和國添下郡

按皇后在位、書紀には攝政としるし、古事記其陵地を分注にせり、近世大日本史には后妃傳に遷す、されど式右の如く、自余亦朝廷の尊崇諸書に詳なれば、猶其儀に従ふべ

○成務陵やきにの北に在、字御靈山又、五社神と云、しかるに後世高野陵と相違へて稱す、抑續日本後紀、承和十年にも成務陵と神功陵の、南北を誤りし事をしるされたり、然るに當時改正有て後、いつの比にかまた神功陵を、高野陵に謬りしをば、學者みな病り、今北浦氏の考によりて、其是非を述るになん、成務高野併考ふべし

應神陵 河内

式、惠我藻伏山崗陵、應神天皇、在河内國志紀郡

○譽田村八幡宮の北に在、陵在志紀郡、廟在古市郡、祠廟は、欽明の朝の創立なりとぞ、餘は世間よく知所なり、御諱を村名とする事、弊習甚しきの極と云べし

○又和泉國大鳥郡、毛受八幡宮の西南に大陵ありて、傳謂、初ここに葬り奉りて、彼又改葬すこ、其年紀等は慥ならねど、次下の山陵、亦改葬を記し、古事記にも、河内實字元年に河内國大鳥和泉日根三郡を、和泉國とせられたり、惠我之裳伏山岡云々こ見へて、毛受の地名を、今の帝陵にも稱する事故有べし、且當陵の壯大なる事、古來未曾有にして、其築造も數年を経たるべきとおもひはからるるなり

仁德陵 和泉

式、百舌鳥耳原中陵、仁德天皇、在和泉國大鳥郡、

これ壽陵の初なり、書記に初帝ここに幸して、築かさせ給へる事を記せり

○堺津の東に在、舩松村に屬す、字大山陵、遠池二市にして、

方境の廣大なる事、他に比類なし、此邊すべて、大阪淀川
昔曰の南岸より連綿して、地基一段高きが故に、大阪より
堀江堺津を経て、南海に赴く街道より、遠望するに巍然たる大
陵なり、履中反正亦一瞬にみゆ

履中陵 全

式、百舌鳥耳原南陵、履中天皇、在和泉國大鳥郡

○仁徳陵の南、上石津村の東に在、字みさざい、中陵にくら
ぶれば、方境聊劣れり

反正陵 全

式、百舌鳥耳原北陵、反正天皇、在和泉國大鳥郡

○仁徳陵の北、堺津北莊津攝の東、中筋村に屬す、方境南陵に
等し、字盾井カキイ云、盖御諱 丹比ニヒの轉語なり、宮社の丹比
も、亦此地の東に隣れり

允恭陵 河内

式、惠我、長埜北陵、允恭天皇、在河内國志紀郡

○道明寺の西澤田村に在、河内志云、陵畔冢十三
亘千澤田道明寺古室

○又一説其東なる國府村の、市野山をば帝陵とす、形状は澤
田村に劣れり、いづれか是なるにや、考ふべし、

山陵志に市野山は、市邊押磐皇子と云説あれども微なき由を記せり、今按此皇子は初近
江國蚊屋野に葬り、後顯宗の朝、再同處にて改葬有し事、書紀に詳之、且國府は官衙な
り、帝陵の側には憚る
べき理にや、考ふべし

安康陵 大和

式、菅原伏見西陵、安康天皇、在大和國添下郡

○垂仁陵より西にて、街道の北に在、字保天堂ホテウ云、御諱

穴穗天皇の轉訛なるへし、寶來村の西に當れり

○又垂仁陵の北に、兵庫山ヒョウゴ云冢有、是を傳へて、帝陵ミコノミとす

れども、形狀甚違へり、一説此冢は垂仁崩後に、常世國より香果を携へ歸りし、義臣田道間守が墓なるべしと云、所由は書

紀に詳なり、號けて西寶來とも云り、蓋し垂仁陵を寶來山と云も、もとはこの田道間守が事より出し號なるべし

雄略陵 河内

式、丹比高鷲原陵、雄略天皇、在河内國丹比郡

丹北郡、後に丹南、丹北二郡と成て、陵今は丹北部に屬す

○小山村の西にて、島泉村に屬す、街道の南涯に在、島泉は

蓋鷲原の傳訛なり、字丸山マルヤマと云、今は北面の如くみゆれども初は南面なりしとおぼし道の北郊に、高鷲原と云標石を立たり

清寧陵 全

式坂門原陵、清寧天皇、在河内國古市郡

○古市村の西なる、西浦村に在、字白髮山シラヘと云、即 御諱を傳へ謂なり

顯宗陵 大和

式、傍丘盤杯丘南陵、顯宗天皇、在大和國葛下郡

○當麻寺の東北に在、池田村に屬す、字二兒山ニイと云、又其南に陵家といへる村有、陵戸の裔にや不詳

○又關屋越の麓、平野村にも帝陵、字岩北云冢あれども地勢制に叶はずこそ、
大和志云、顯宗陵、昔在今市村、寶永中陵崩爲民居、云々これ恐らくは別の墓なるべし

仁賢陵 河内

式、埴生坂本陵、仁賢天皇、在河内國丹比郡

○丹南郡、葛井寺の南黒山村に在、字保氣山云、盖御諱の轉語なり、
今里俗誤て反正陵と云

武烈陵 大和

式、傍丘盤杯丘北陵、武烈天皇、在大和國葛下郡

○顯宗陵の北築山村に在、
築山は、盤杯の畧歟 字城山云、
蓋中世特なご在しにや 此陵南陵にくらぶれば、甚壯大なり、二帝の事迹想像すべし

しご云、營造年を経し事は、書紀に見へたり

○また平野村に、車冢と呼處を 帝陵といへども、形状甚しからず、
一云塚山

繼體陵 攝津

式、三島藍野陵、繼體天皇、在攝津國島上郡

○島上島下二郡の界、太田村に在、
陵は今島下郡に屬す 西國より山崎路の官道、郡山驛の東にて、其西北に阿威村あり、形状仁徳陵に彷彿たり、
三島は豊島島上島下三郡の總名なる事、勝尾寺流紀に詳す

安閑陵 河内

式、古市高屋丘陵、安閑天皇、在河内國古市郡

○古市村の南高屋村に在、明徳中畠山某、此地に據て城を築く、故に今猶高屋城跡と呼り、應仁廣記に、其城は、山陵を避て造れりと云書紀に皇后及皇女を、合葬に見へたれども、后陵は別に在て、式も亦別墓とす、近年此陵の崩壊せし處より、王器を獲たり、今古市村西琳寺に傳來す

宣化陵 大和

式、身狹桃花鳥坂上陵、宣化天皇、在大和國高市郡

○綏靖陵の北、鳥屋村の西に在、字みさざい、久米寺に近し書紀には皇后合葬と見ゆれど、別なる事は安閑陵に同じ鳥屋村と越智村の間にも、陵地有て字升山と云、土人これをば帝陵とすれど、こは崇神皇子倭彦命の、身狹桃花鳥坂墓と云にあたりとさけり

欽明陵 全

式、檜隈坂合陵、欽明天皇、在大和國高市郡

○橘寺の西平田村に在、字梅山又石山、書紀に推古朝以沙磔ササケ檜隈陵ヒノノケノミヤ云々、此謂なるべし、其北を坂中と云も、亦坂合の轉語にや、地勢甚坂合と云べき處なり、大和志云傍有翁仲二軀

敏達陵 河内

式、磯長中尾陵、敏達天皇、在河内國石川郡

○叡福寺世稱ス上太子トの東、葉室村の西に在、書紀初大和廣瀬に殞し奉り、崇峻帝四年、ここに葬ると云、初皇后陵也又後合葬竹田皇子

用明陵 全

式、磯長原陵、用明天皇、在河内國石川郡

○叡福寺より巽の方に在、春日村に屬す、竹内嶺に越る道の右方なり、書紀に初大和磐余に葬り奉り、敏達帝元年に此地に遷すこみへたり

崇峻陵 大和

式、倉梯岡陵、崇峻天皇、在大和國十市郡、無陵地并陵戸、櫻井驛より、多武峰に登る道世稱東口の右方、倉橋村中の金福寺に在、字天皇屋舗と云、小堂中三間四方に神位を祭れり、素平地にして陵狀なし、按、帝弑に遭たまひ、且即日に葬り奉る事、其所以有べし、書紀及式の文併せ考ふべし、○又こゝより二十町許良方、城上郡忍坂村の界に、壯外なる帝陵有て、字赤坂と云、しかれども本文に據時は、猶金

福寺を以て是とすべし一云岩屋

推古陵 河内

式、科長山田陵、推古天皇、在河内國石川郡、○南山田村に在、字高塚と云、用明陵の南に隣れり、以下の山陵は石室あり其制又こゝに至りて一變す

舒明陵 大和

式、押坂内陵、舒明天皇、在大和國城上郡、○忍坂村に屬す、字段々山、又丹塚、櫻井驛の東にて、字陀カの方に通ふ道の左方に在、書紀初滑谷カに葬り奉り、後又こゝに改葬すこみへたり

齊明陵

全

式、越智崗上陵、齊明天皇、在大和國高市郡

○土佐町より御所村に至る途、車木村の北、越智村の南に在、

字天皇山と云、崗上の名義地勢に合り、且續日本紀、天平

中に當陵の崩れたる事有き、今もくづれ易き土地也、故に

帝陵とす、

○又北越智村の東、綏靖陵の北にも、字塚穴と云陵有て、石

室等も歴然たるを、古來 帝陵といひ來れども、後輩は右

等の本文によりて、これを譌陵とす、但天智御時に皇妹間人皇女を
はまたこゝに合葬すと、書紀

にみわたり、兩陵の
是非併せ考ふべし

一云岩屋
鳥屋村に
近し

孝徳陵

河内

式、大坂磯長陵、孝徳天皇、在河内國石川郡

○山田村より、二上嶽へ越る道の左に在、大阪といへるは、

古來此邊の總名にて、此處より大和への間道、穴虫越に逢

坂村有、盖大阪の轉訛なり 大阪は書紀萬葉集
等にもみえたり

天智陵

山城

式、山科陵、天智天皇、在山城國宇治郡

○粟田口より大津街道、日岡嶺を越て左方、鏡山の麓に在、

陵上に
小祠在 東南の方に陵村有、古の守戸の後裔有て、嘉曆建武

以後の文書を傳ふと云、此邊すべて御
廟野といへり 又陵前に有石を 石と云

沓、 帝こゝより昇天し給ふと云、妄説あり、萬葉集、額田王
歌にて其妄説

を知べし又一説、此石をば棺蓋の散落也云も杜撰にて、これ必宣命場なるべしと、山陵志に辯じたり

天武陵 大和

持統陵 全

式、檜隈大内陵、天武天皇、在大和國高市郡

全、大内陵、持統天皇、一合葬

○久米寺の南、五條野村と三瀬村の間に在、字丸山、又東明寺塚云、石室中に双棺あり、一は南面蓋天武 一は西面蓋持統 こそぞ

○また土佐町の東北、檜隈村の巽方、上居村 本名淨御蓋宮號之 野口村等の西に、皇墓といへる塚を、古來 兩帝の陵と云傳へて、

地名も亦由有に似たり、いづれか是なるにや、今按帝陵に合葬も往々見ゆ、双棺必しも證となし難きにや

文武陵 全

式、檜前安古岡上陵、文武天皇、在大和國高市郡

○欽明陵の南平田村に在、檜隈村に近し、陵上に孤松ありて、字高松冢、又中尾云、

○北浦氏説、前に載たる、皇墓を以て 帝陵とし、高松冢は、安古の地名は、並に據とする所なし 形状制度に叶はず云、

元明陵 全

式、奈保山東陵、元明天皇、在大和國添上郡

○奈良の西北、不退寺の西、法華寺の北に在、字大なべこ云、

盖奈保ナホの轉訛なり、奈保山、續紀に猶山とも書るによりて、猶は槽の誤といふ説は、却てあやまりなり

○なら坂村春日社の前に、明和中、此處の西なる山の崩地より出し、碑をば建置り、即此 帝陵の碑なり、今は磨滅して、殆見えず、此碑、遺詔によりて陵に建られし事は、續紀に詳之

元正陵 全

式、奈保山西陵、淨足姫天皇、在大和國添上郡

按諸陵式に、以下聖武恒武二帝の外は、御謚をしるさざる事、其故をしらず、但高野陵の稱號は、其條にくはしく弁す、

○元明陵の西に在て、字小なべこ云、大なべに對していへる稱なるべし、二陵ともに法花寺村に屬す

聖武陵 全

式、佐保山南陵、聖武天皇、在大和國添上郡、

○奈良の北法蓮村、眉間寺の山上に在、久安年中に當寺を建て後、陵地を削れる事は、山陵志に委し、但今も猶後面には、環池の跡みはたり、此陵は東大寺より守護して、祭祀懈怠なし、陵地の全くして、事實の分明ならぬは、猶勝れり云べし、按此地戰國の時、松永氏城を築くと云傳ふ、損壞蓋當時の所爲にも有べきなり

高野陵 全

式、高野陵、平城宮御宇天皇、在大和國添下郡

按史前紀には實字稱徳孝謙皇帝と稱し、後紀には高坐天皇とする事は其故有べし、また式には御諱御證、ともに載ざる事も右に云知し、世間に初を孝謙とし、後を稱徳とする事甚謂なし、こは事の次にいふのみ

○成務陵の東に並ぶ、字みささき、後世謬て 神功陵とする事、委上に見ゆたり、且今西大寺の僧徒、東大寺に倣ひて五社神の陵を、高野山と稱して祭祀せると聞り、盾並の池後池上の稱をも辨へざるにや、猶上文併せ考ふべし

廢帝陵 淡路

式、淡路陵、廢帝、在淡路國三原郡

○三原郡、賀集和名抄加之乎の中村に在、周廻六町許、中段に祠廟在、今牛頭天王と稱し、字天王森、又杉尾森とも云、其頂上をば高場と云、又小祠ありとぞ

○又洲本の西南十一箇所村の、野邊宮の傍なる丘松と云處をば、 帝陵とすれども、甚陵狀なし、接續紀、寶龜中に改

葬ありし事見ゆれば、蓋野邊宮は行在の跡にして、丘松は初葬の地なるべしと聞り、猶土人に尋ね問べし、
元享の記にも、十一箇所村と有又山陵志野田宮と云は傳聞の誤にや

光仁陵 大和

式、田原東陵、天宗高紹天皇、在大和國添上郡

○奈良より東方三里餘、田原庄日笠村に在、字王墓と云、伊賀名張に通ふ道の左方なり、
又此西矢田原村に、帝の父王施基皇子の陵有、初墳とす、紛らはしき故に記しおくべし

○以下陵形また一變すと云

桓武陵 山城

式、柏原陵、桓武天皇、在山城國紀伊郡

○藤森社の東、大津路深草山の南なる谷口村に在て、好事の輩近年猥に標石を立、又山門よりも拜堂を建て祭祀すこぞ然るに是、恐くは帝陵にあらず、仁明陵なるべし、山陵志の説亦おなじ

○伏見城山の頂上、良の方古御香近き地に圓丘あり、是必桓武陵なり、但今城山は官禁有て樵採を許さず、帝陵素歴然たるを、廟陵記山陵志等に、豊臣公の爲に陵地を失ひしこしるすは、甚无稽なり、但陵地は甚小
さくなれり

平城陵 大和

式、楊梅陵、日本根子推國彦尊天皇、在大和國添上郡

○今添上郡に屬す、元正陵の西法華寺の東北に在、常福寺より西にて、字ねち山と云、又其南に楊梅天神祠有て、地名の證とすべし

○古來この東北なる、字ひしやげ山と云、大墓をば 帝陵とす、こは式に載たる、仁徳の皇后山背國筒城宮にて崩じ給ひし、磐之姫の平城坂上墓なるべし、式磐足姫と記す、足は之の誤にて上に云薩と同じく、活版の所爲之、又此陵は環池二市有、此制仁徳陵の外にあらず、大和志に此后墓を添上郡の鶯阪と云へるは、今のなら坂より誤れり、古のなら坂は今の歌姫越にて、式に此墓をば盾並池上陵の守戸に、兼守らする事も見え、今のなら坂を、もと般若路と云し事は、平家物語等にも證有、此なら坂の相違は、北浦氏も考へおけり、

安政二年秋八月稿之 下
軼
著

山陵之圖

美臺代
神武帝

和州四條山内表

丙子三月土日崩御
御年石在焉

四條村

北



南

根廻り四十七石半

石在焉
文化書院
年表

大和國高市郡四條村畑中塚有之東有石方八
丈石平地其墓室之底有石一形高五寸四寸五分
許位此作石室

二代
綏靖帝
スーセー

慈明寺村

此和名言本郡慈明寺村慈明山、内东为長寺塚
一基在之、西、方地形言、幅廣寺、和紫木山、世生、高、也、

此年根、由、行、恒、以、作、修、也、



勢

慈明寺
九十九

北

三代
子
安寧帝

吉田村

大和志者弟於吉田村古志之阿
 陵地小社有之西方石乳山形東西角一版之小産有之右空八四續山
 神田之志者之社九月十三日毎年神子有之由吉地之四丁之身竹使
 比印符以也



北
 竹垣地四十八丁

四代
懿德帝

大和國高市郡取保村畑中林有
小社有村之神
林也先年竹垣作



竹垣より四十石

取保村

五代昭
孝聖帝

大和國葛上郡三宅村氏神興之山頂社也
 聖德太子西行時石階下古塚有
 一石像石像木生茂り有毎年
 八月廿八日神子有桂乃孝聖宮之額掛有
 社地一町丁是年竹垣以作存堂只今ハニ



北

石階下古塚

六代
孝安帝

大和山頂上歌室村林山、内頂陵表地廻、切有、内
 窪有、除佛石根石、並見、以、大、有、林、山、東、方
 一、段、他、不、八、橋、社、有、新、氏、取、之、石、林、山、雜、木、之
 社、用、之、并、之、一、切、不、代、林、山、切、内、定、年、竹、垣、以、作、供、生



七代
孝靈帝

大和書島下郡王寺村東山之上
北者畑地之畷地境溝有畑地境
地高以石陸地之金之安年所
地高以石陸地之金之安年所



北
地根也り二五十八丁

王寺村

南

孝元帝

大和宮多布致少川村林山内
塚山を以て廻り安年竹垣に
出山根廻り大池傍廻り有し

石川村



田柳

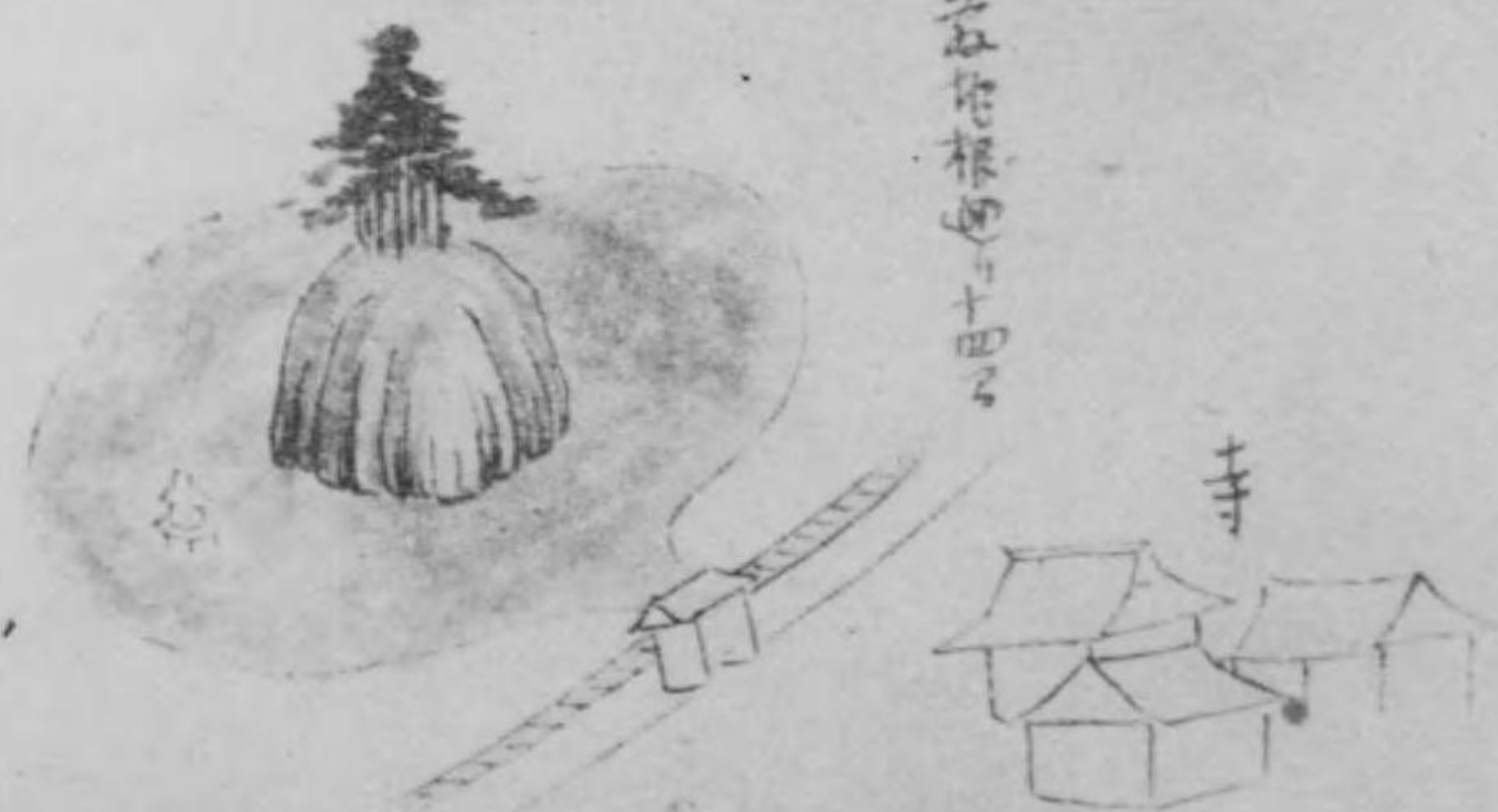
石川村

孝

几代
開化帝

大和國保上郡南都漢所
念佛寺持法池油飯村し周敷地
佛塚有し廻りて墓地之陸山
中分掛手賣地し田中分七除地之也

北



五塔塚也十四

寺

南

二帝難変

十代

崇神帝

十二代

景行帝

大和山造郡上総村畑中、臨一臺
頂、小和木、少籠、生茂、有、根、回、
史、手、竹、垣、比、作、付、任



十二代
桓仁帝

大和古河上郡赤坂村字野草山頂
足身三石能古名竹位中作月以何南し方
地取之り不産る 枝木并代採し
回り大地地廻し
其廻り地中より力 樹木見ふし
其廻り地水中より力 樹木見ふし

其廻り地中より力



十四代
仲哀帝

河内玉錦郡上京村内古山云
 而之氏外山内一能字巨藤也
 是身以御代竹恒有石山怪
 如少方仲哀天皇新有下
 多取横石眼也石山怪
 山折系八怪石山怪

二古山老舖於老舖村
 下山云、後者、
 又折山云、後者、



十五代

神功后宮

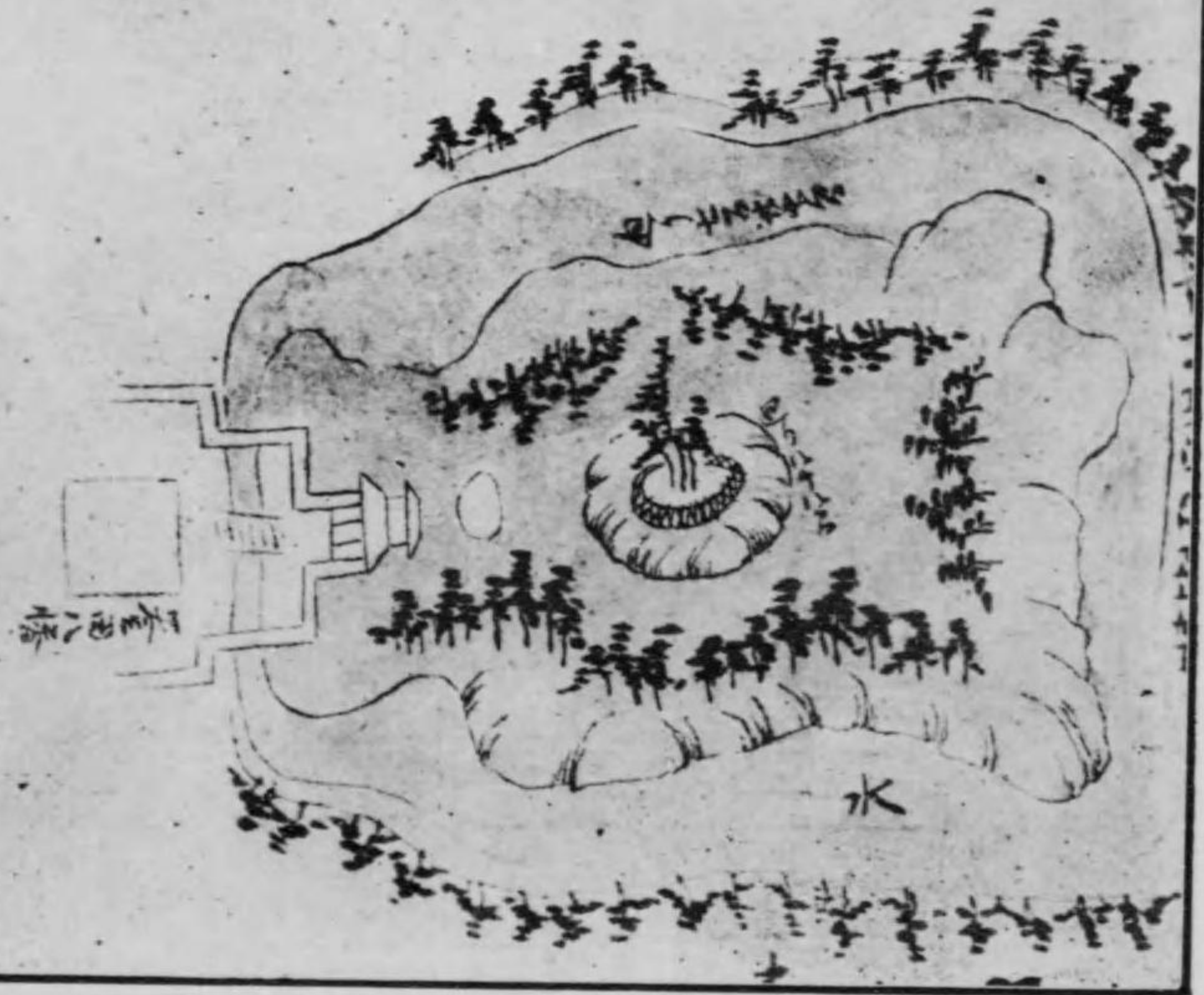
大和玉海下野原野村七ヶ村幸香山、
此山後百四ヶ村、平地先年、
此山後村、正月、四月、八月、
二月、六月、十月、
平石、三月、七月、
五月、九月、十一月、
有、心、石、山、
生、存、者、之、
昔、熱、池、古、村、



西相村

六代
應神帝

河内國古布野原由信和後内儀
也(古林築山頂)安(身)且(作)作
竹(植)内(柏)去(木)核(之)重(上)後(而)
勢(出)三(能)古(回)方(池)行(院)在(林)陽(岸)
能(領)内(有)一(以)



十七代
仁德帝

和泉宮在淡路郡和泉村、因、舊奉仍不所
 治、林、少、因、各、邑、分、成、去、上、方、長、人、有、一
 竹、垣、内、南、方、少、半、餘、及、少、方、同
 心、口、也、其、及、大、石、有、一、並、通、り、沈、台、道、村
 用、有、一、空、外、回、り、境、第、通、一、雜、木、並、坐、一
 也、
 右、御、持、山、下、草、木、長、穢、以、後、而、
 一、用、一、利、也、也、

古井、あり、り、
 竹垣、あり、り、

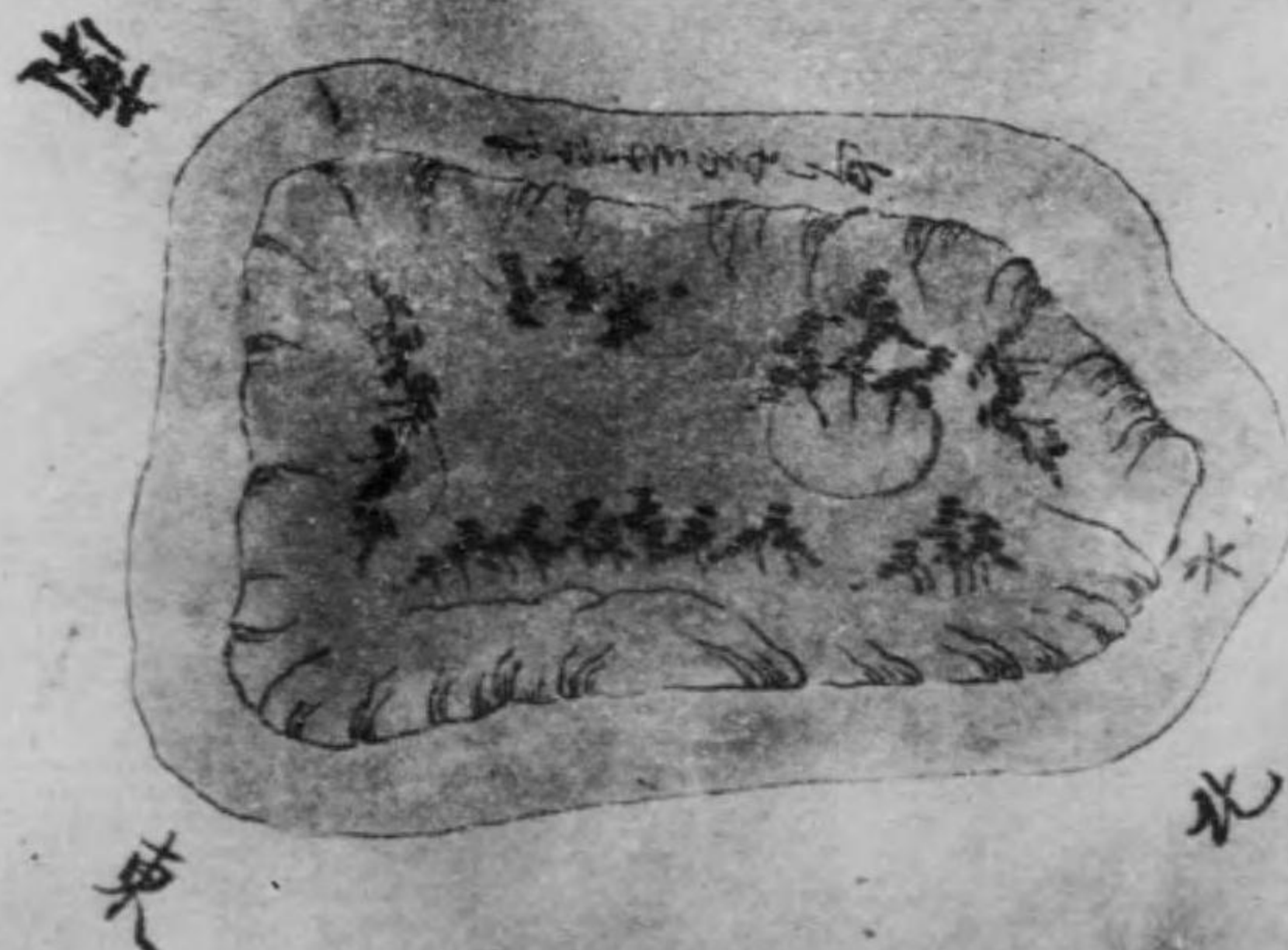


十八代
石履中帝

和名石履中帝上石履村山頂
山頂一峰之石不食佳者其山中
有松山根有石一方中松出條下
也此地皆也一境引也

上石履村

上履三方松也
中履四方石也
山頂四方石也



十九代
反正帝

和名正天皇御宇中御有同體御宇初而
 降し皇山三所御山頂心く大なる山と御
 降し可恒し御余程く在佳有く皇山三所心
 皇山三所心御山頂心く大なる山と御

竹押山山不草山山御山頂心く大なる山と御
 八月に用山三所御山頂心く大なる山と御
 竹山山山山山

竹山山山山山
 竹山山山山山
 竹山山山山山
 竹山山山山山

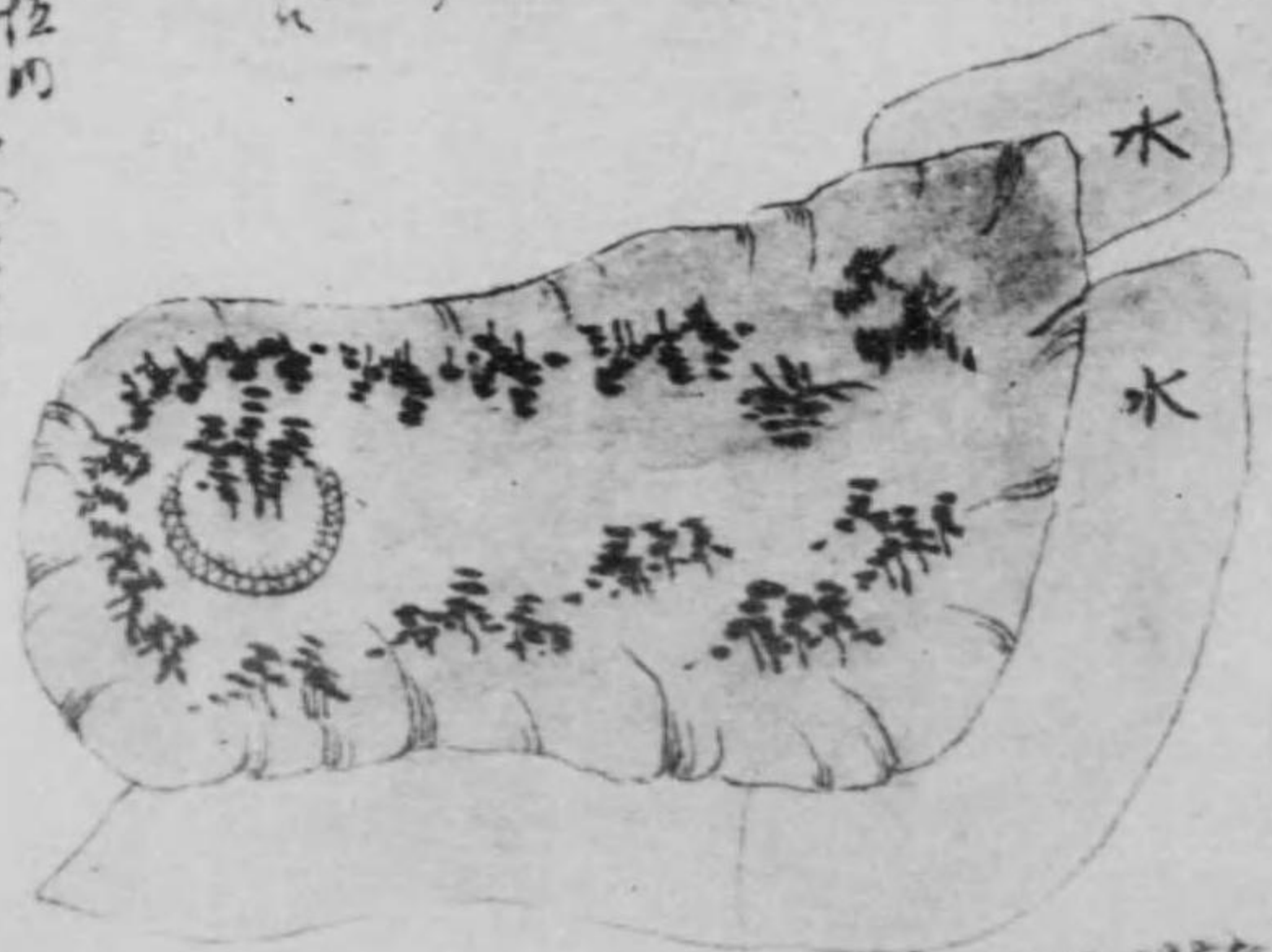


三代
亮茶小帝

何因玉志純取由有村烟中
有方一能言之不先每竹恒
也為今之在之肉之他之也
之細地也語之有之相也

竹恒

古
玉
小
帝



水

水

東

茶
小
帝

玉
小
帝

二十一代
安康亭

在平松見之御所東北山に在
大和志保下敷中野村松以生庵村
陸奥方一頃九二万金一頃地内
山字有之而一松也一松也一松也
竹垣及地也

平松村

大坂に
住居あり

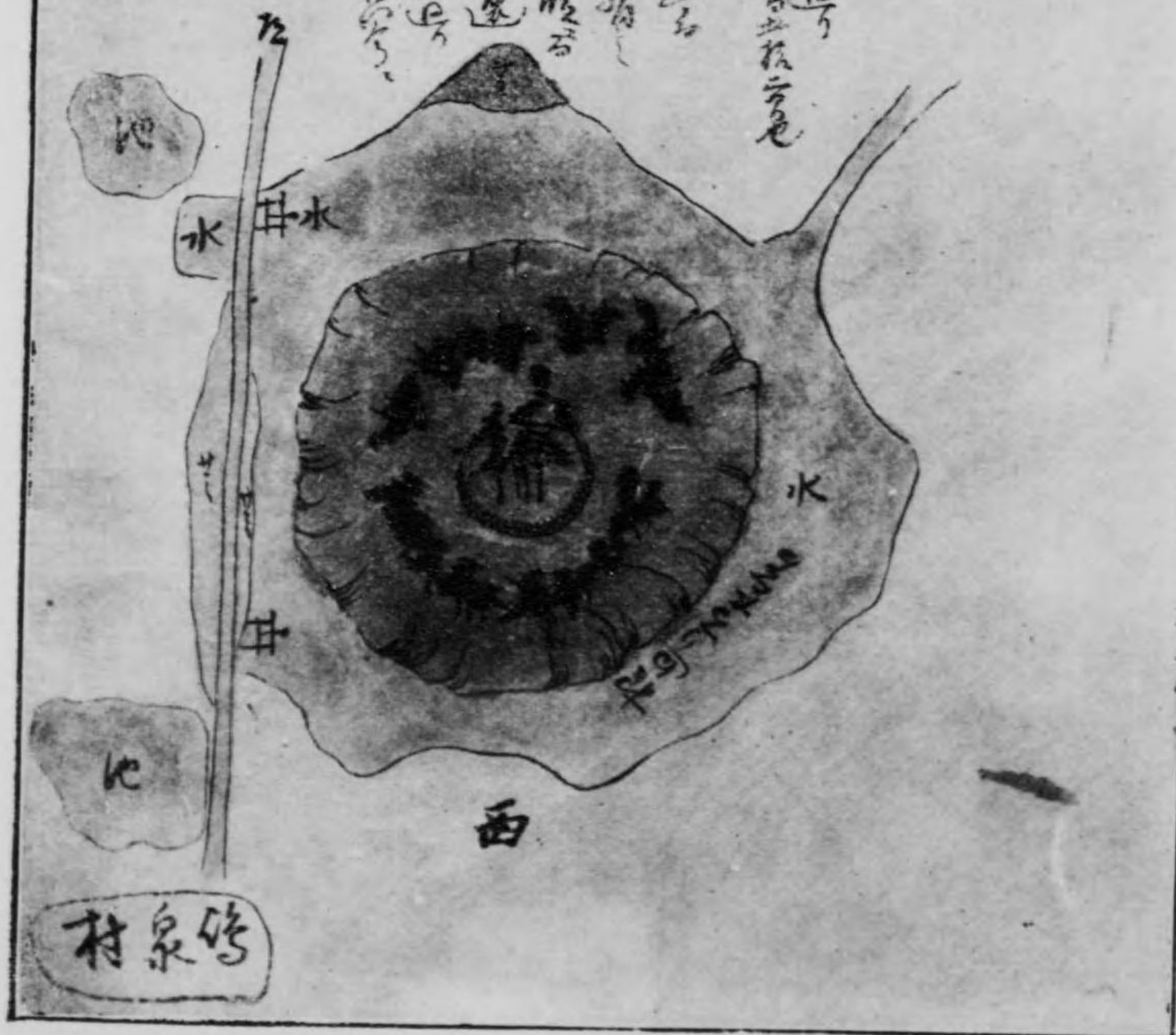


安
松
村
二
十
一
代

二十二代
雄略帝

河内公府北郡清泉村中
 位有八原地云極頂之屋
 安年竹柱作自山三條
 池塘也一少言極遠
 亦有八母前極遠三
 假志支障也八竹柱
 且云

池極也
 之云云云也



二十三代
清之皇帝

河内古市郡南桂烟中分界山云云
 南知市芝身竹恒只作竹南一版
 云云竹恒七中恒有之山除地云
 云方地有之恒竹用竹之恒南知
 云方恒運通云知方恒恒田地云
 竹恒中云云云云

竹恒中云云云云



二十四代
 顯宗帝

大和國高下郡平野村林山(角山頂洞有)北
 南方入口(口)巢(方)古(方)理(不)亦(凡)以(熱)山(茅)
 宗(徒)有(自)中(方)一(版)他(手)亦(亦)亦(方)亦(亦)亦(亦)
 中(亦)亦(石)洞(亦)亦(亦)亦(亦)亦(亦)亦(亦)亦(亦)亦(亦)



平野社
 平野村
 南
 林山頂洞

二十六代
武烈帝

大和天皇二十六年武烈帝即位其時山頂有
 新山内物方履山之洞石在武烈之石埋
 一團武烈帝即位後其方履山之洞石在武烈
 氏神所用用事武烈之石在武烈之石埋
 有武烈之石在武烈之石埋



二十八代
安雨帝

河内水古帝親古者村山
山頂帝言官僅有
唯今古山也回古地
掘又古山切多古地
古之破南古古古地

穴窪
身如三石
古山
古山古山古山



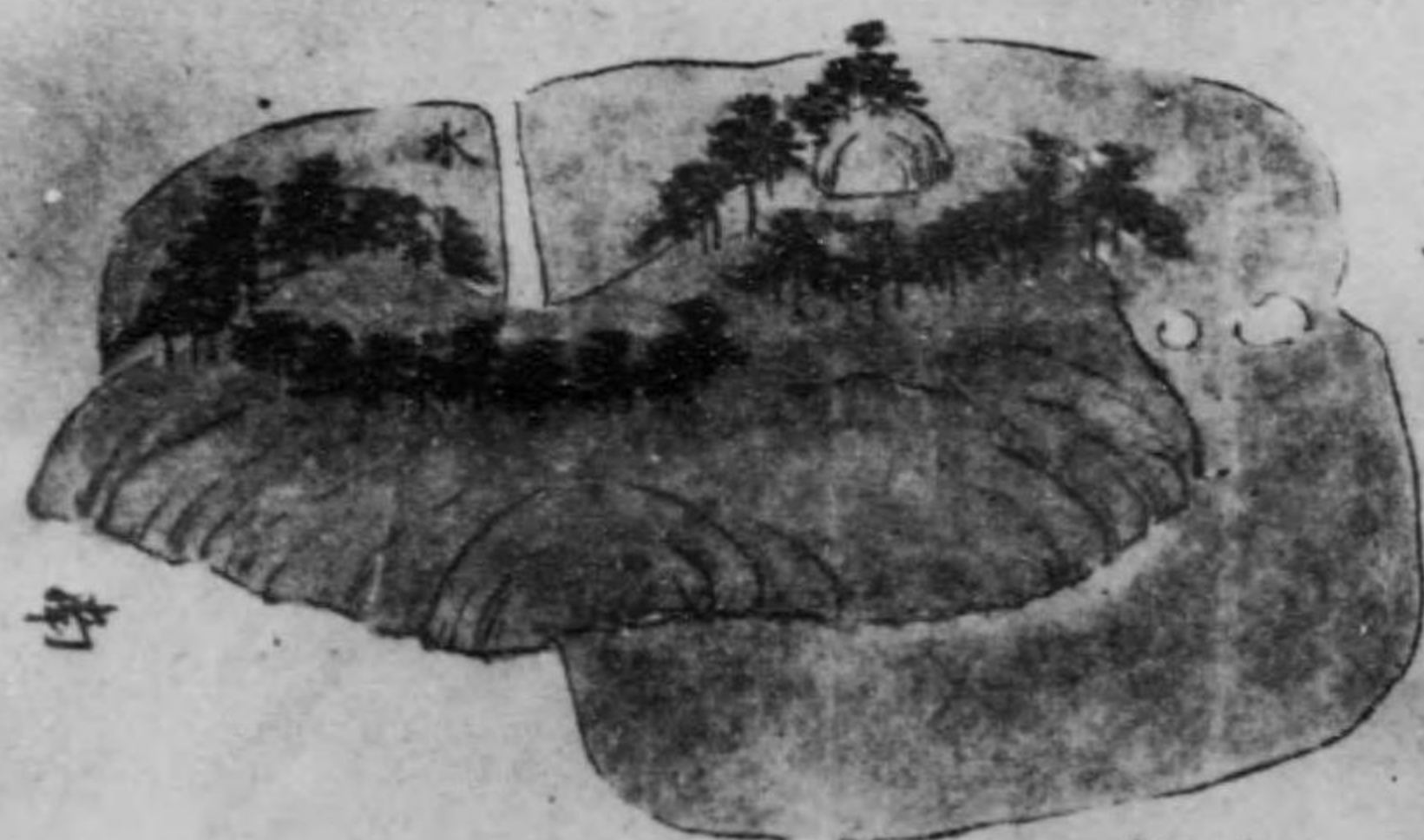
二十九代

宣化帝

皇分圖

大和國之市取吉野村林也内頂
物之方一版之末不之安手所恒定作
伴由山根回之他城也一有之南
長牛山之三版也

吉野村林也
船舟村



光

吉野村

吉野村

舟

三十一代
敏達帝

河内山石川野左子孫敏達帝
所築中寺殿、角野山石川原、
東面、官地形、石川原、
足、石川原、竹、石川原、
地、石川原、石川原、

宮庭 二百四十四
御所 二百四十四

石川原野左子孫
敏達帝
前十二日



大正

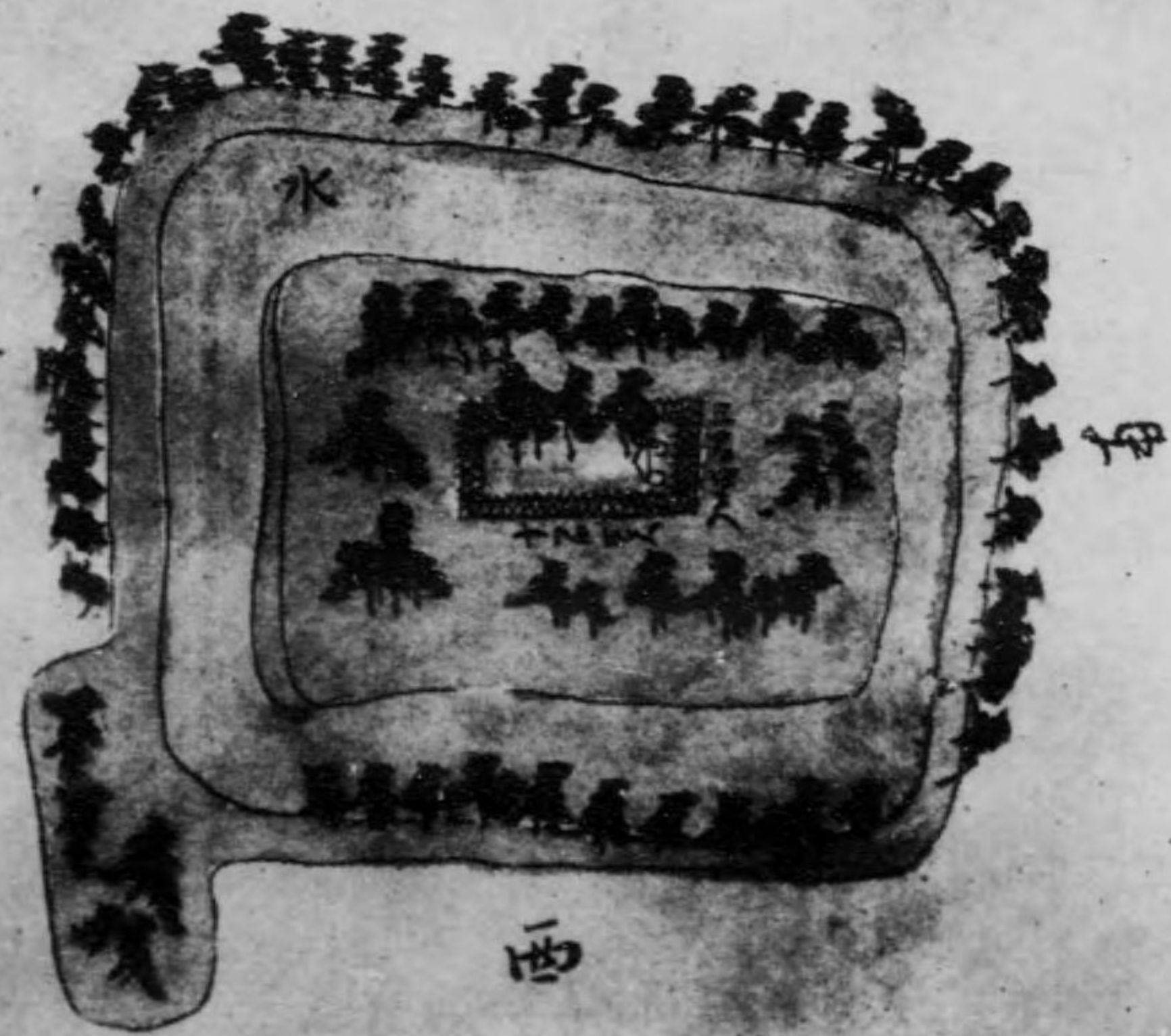
南

三十二代

用明帝

河内水石川野春の村に居る
定子に代るに河内南の村に
有る河内、洞光江右に在る
大石者、上は木葉生、下
は石なり、地形平、方外廻り、
岩多し、河内也

古の河内、石川野春に在り



三十三代
山崎宗信

五十四尺



山崎宗信

大和國十市郡家務村忍坂村、境石
五村至、山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、
難木、山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、
下横崎、山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、
八、山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、
山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、
山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、山崎、



山崎宗信
山崎宗信

孝徳帝

河内玉石川郡山田村竹田山
山頂に竹田山と作す竹田山
有る山内、洞光口に竹田山
右、方丈、天台、権、権、石
屋、あり、山、あり、方、あり、
後、方、あり、山、あり、竹、あり、

地竹田山
二十日



三十八代

齊明帝

皇極帝
重祚

大和國高市郡高市村
山畑長中石洞寺
石洞所掛有石
是年竹植上保任

石洞寺



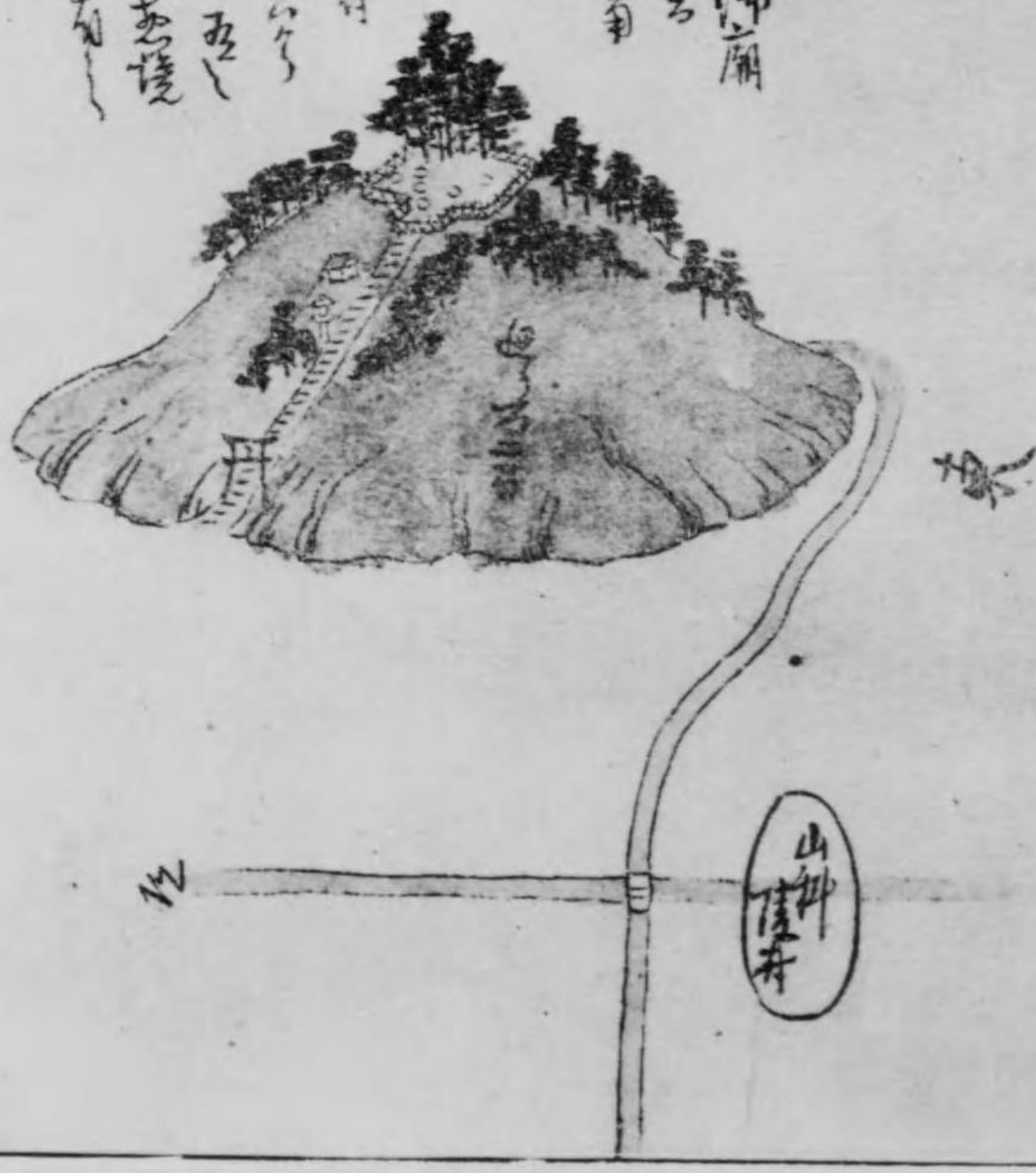
光

田

石洞寺

三十九代
天智帝

山城守宇麻呂山科御陵村御廟
 形、向、東、所、依、山、之、麓、云、
 印、石、上、之、八、角、中、段、六、角、
 下、段、四、角、之、形、又、之、形、崩、
 注、法、難、本、未、定、義、之、由、
 後、之、形、之、形、之、形、之、形、
 南、之、形、之、形、之、形、之、形、
 北、之、形、之、形、之、形、之、形、
 入口、之、形、之、形、之、形、之、形、
 計、町、四、方、之、形、之、形、之、形、



甲子代
文武帝

大和國高市郡平田村其地
平山一角塚一基有桑木生
山上於佳有菊言此塚前
也其年竹垣作於此



四十三代
元明帝

大和國原上教信苑寺之內法華寺殿
持山寺和歌志山ノ頂陵處地ノ空方
平能常木長有ノ時而足身竹垣
以伊丹山如山南山也其山ノ西ノ
大蛇垣山三岐ノ石坂ノ空ノ空
冬ノ雪交州ノ地ノ分提ノ地也
再伏也



四十六代
聖武帝

大和國添上郡依保山層間寺
寺南僅一里山頂即聖武帝
御石殿也其石殿上層
東一方有八幡明有八角一方
正西係一松林平地之石殿
名曰根田寺其寺竹植其地
空眉皆古陵之山方約四
平地一田畑之有
又山嶺玉山神曰吾時將
天皇社名也

北



南

層間寺

四十六代

孝謙帝

稱德帝
同解
重祚

大和系下敷額昇尊有七子持立
山ノ頂本紀凡古中古官余向ノ中程
推ニ召四方ノ竹垣足身凡保身
肉ニ凡東西諸召自如三召能ノ定程



一四四四一四四

四十九代
光仁帝

大和國高上郡東田原村の肉日之木村
 田代の中御塚の山頂に藤木之
 根長方字に塚と唱へ年夏開闢し
 地塚の中を履き行儀は御代に
 有性三帝印と申す其地所古く右
 塚の南に塚の傍に御代に御代に
 産みおきて此の塚に御代に御代に
 是れ父三帝印と曰ふ所死す此の
 大塚中傳に記す



丑十代

桓武帝

山城至紀伊於深子居所之表
佛草山之内一段高可和也
此作竹垣之内小松更生人

源草村



草山

十一代
平城帝

大和宮下郡起原古村、内淨福村
 石壁三帝在焉、折山、空南、如、長、海
 山頂、有、之、不、空、道、有、一、場、而、空、寺
 竹、垣、七、作、竹、空、無、回、下、地、回、下
 古、村、存、之、在、此、也、云々

淨福寺村



淨福寺村

山陵考略の巻尾に

我が郷土の名望家である北村吉右衛門氏が我郷土の先賢たる贈従五位山川正宣翁の遺著に係る山陵考略を初めて出版されたのは大正九年三月二十六日であつた。此の出版は大正八年の秋 聖上陛下が大演武を攝播の野に御統裁あらせられた際に山川正宣翁に御贈位があつた其紀念としての美舉であつた。

斯くて北村吉右衛門氏は大正十二年の八月に到り 東宮殿下御成婚の紀念として再び山陵考略の印行出版を思ひ立たれた。そこで此の編輯に就ての相談は郷土の長老である稲束芝馬太郎氏の邸で北村氏を主人公として稲束翁を始め森萬太郎氏、稲束猛氏及び私の五名で纏めたものである。

所が此の相談中問題になつたのは山陵考略の原書には考証文の外に山陵の圖が附いて居たのであるが其原圖を逸して今傳つて居ないから何んぞかして之を探し出して再版の山陵考略に副へ原書の如く仕上げたいと云ふことであつた。其所で此の附圖探索係の大任に當られた稻東、森の兩翁は廣く口碑を温れた結果伊居太神社の社司河村鼎氏の紹介に依つて一説に山陵考略の附圖の寫しだらうと言はれて居る山陵の圖と題する寫本を大阪府豊能郡箕面村の淨圓寺で發見した。其れて早速この寫本を拜借して研究した所が山川翁の書いた山陵の圖(本書卷頭寫眞参照)と殆ど同様であつたことに驚いた。併しながら之を以て山陵考略附圖の寫本に相違ないとは判定し得ないけれども斷じて明治維新以前に於ける山陵見取圖の寫

本であること云ふことだけは云ひ得るのである。して見れば此の寫本を山陵考略の考証文に添附すること云ふことは常に陵墓學上の參考資料たるのみならず尠くとも原書に近い山陵考略を仕上げるに云ふ意味からしても價值あることだと考へた。

斯様な理由からして此のたび再版の山陵考略には淨圓寺の秘藏に係る山陵之圖の寫眞版を添附した譯である。本書の出版が社會の要求に適するや否や。學術上、思想上に於て多少貢獻する所があるならば本書の編輯にお手傳ひをした私の光榮も亦大なるものである。

東宮殿下御成婚御饗宴を拜したる

大正十三年五月三十一日

大正拾參年六月壹日 印刷
大正拾參年六月貳拾五日 發行

非賣品

著者 故山 川 正 宣

大阪府豊能郡細河村大字木部
百七番屋敷

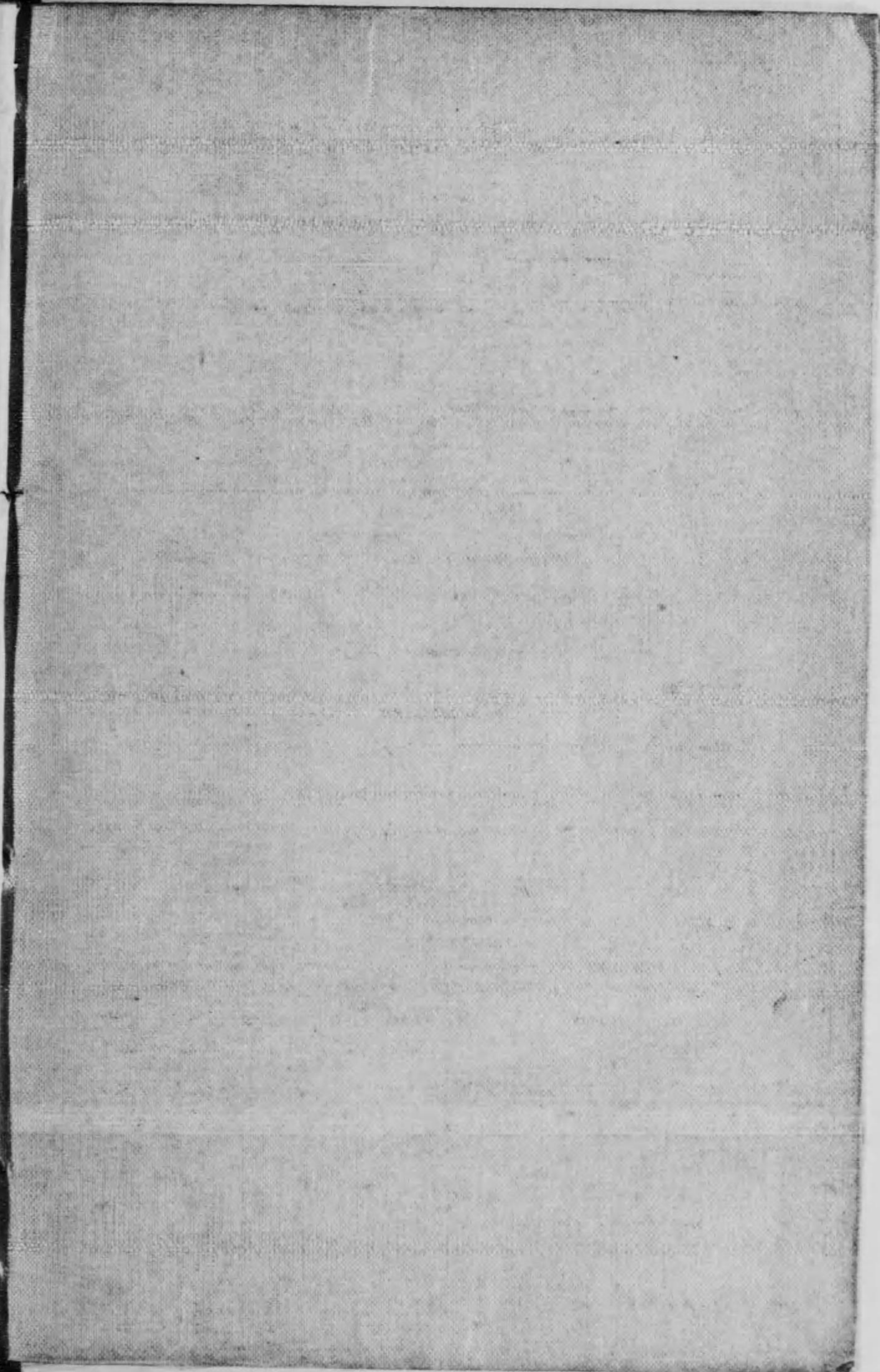
發行者 北村吉右衛門

大阪府豊能郡細河村大字木部
北村吉右衛門邸

發行所 池田史談會

大阪府豊能郡池田町三三三七ノ一
太陽日報社代表者

印刷者 原田長治



終

